指令環対第４０号　　許可第１０２号

一般廃棄物処理業許可証

住　所　島根県松江市八幡町８８０番地８

氏　名　株式会社　フマイクリーンサービス

代表取締役　大塚　優

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

令和８年３月３日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条　第１項　の規定により、下記のとおり許可する。

令和８年３月１８日

松江市長　上定　昭仁

記

許可の区分	事業活動に伴うごみ、一時多量ごみの収集運搬
許可の有効期間	令和　８年４月　１日から 令和１０年３月３１日まで
営業区域	松江市一円 一時多量ごみのうち特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の積卸しは、同法第29条第1項に基づき設置された、東出雲町出雲郷1637-1（日ノ丸西濃運輸株式会社 松江支店）地内に限る。
その他必要な事項	１．廃棄物の分別区分については、松江市の指示に従い分別収集を行うこと。 ２．生活系廃棄物の処理に支障を及ぼすときは、制限又は中止する。 ３．廃棄物の処理及び清掃に関する法律、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例その他関係法令を遵守して、処理計画の変更等市の指示に従うこと。